



市消第547号

平成25年10月18日

福岡市消費生活審議会

会長 清水 巖 様

福岡市長 高島 宗一郎



特定商取引に関する法律改正に伴う
福岡市消費生活条例の改正について（諮問）

特定商取引に関する法律につきましては、訪問購入に関する消費者被害防止を図るため改正され、平成24年8月に公布、平成25年2月に施行されました。この法改正に伴い、福岡市消費生活条例（以下「消費生活条例」という。）を改正することとしております。

つきましては、消費生活条例（平成16年福岡市条例第56号）第32条第1項第1号の規定に基づき、消費生活条例改正案について貴審議会のご意見をいただきたく諮問いたします。

問い合わせ先：福岡市消費生活センター（Tel 092-712-2929）

企画調整係長 横山，高木（条例運用担当）